



藤健福第1-981号
平成24年2月15日

指定障害福祉サービス事業所 御中

藤井寺市福祉事務所



障害者自立支援給付事業の留意事項について

平素は本市障害福祉行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事業の実施にあたり、下記のとおり、留意事項をまとめましたので通知します。今後も適切な運営管理にご協力をお願いします。

記

- 障害福祉サービスを提供する際は、利用者と必ず契約を締結してください。
また、契約を締結した際は、受給者証別添白冊子に記入捺印の上、契約内容報告書を支給決定市町村に提出してください。
- サービスの提供にあたり、受給者証の確認は必ず行ってください。有効期間が終了した状態でサービスを提供した場合、公費負担はできません。このことは、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業についても同様です。
- 昨年12月に大阪府からの指導を受け、今後、審査会日より前に遡って支給決定をすることはできません。藤井寺市としましては、利用者に対し支給決定期間が終了する3か月前に申請を促す通知を送付します。
- 各事業所においても、支給決定期間についてはご注意くださいよう願います。

<裏面に続く>

○サービス提供事業所は、利用者に対して支給決定期間が終了する前に、申請を促す等必要な援助を行ってください。(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令第15条第2項)

○継続の申請は、3か月前から受付しております。なお、遅くとも2か月前には申請するように促してください。

また、下記大阪府のホームページから自主点検表がダウンロードできますので、ご活用ください。

http://www.pref.osaka.jp/jigyoshido/jiritu_top/jiritu_yousiki.html

以上

〒583-8583

藤井寺市岡1-1-1 藤井寺市役所

電話番号：072-939-1106

FAX 番号：072-952-9503

担 当：健康福祉部福祉課